

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報のうち、別紙1に掲げる部分の情報を開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は、平成25年9月9日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる文書について開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 文科省調査「東日本大震災における学校等の対応について」の文科省から返された宮城県分のデータ
- (2) 東日本大震災の被害等に関する各学校、地教委からの報告文書（H23，H24年度分）
- (3) 日本スポーツ振興センターの弔慰金に関する宮城県分のデータ

2 実施機関は、本件開示請求のうち、第2の1の(2)に対応する行政文書として、別紙2の文書（一連番号1から一連番号227までをいう。以下同じ。）を特定した。

その上で、別紙2の文書について、部分開示決定を行い、一部について開示しない理由を次のとおり付して、平成25年10月11日付けで異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

行政文書には、児童・保護者の氏名、住所、職業、家族の被災状況などの個人に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるため。

3 これに対し、異議申立人は、別紙2のうち、本件行政文書1から本件行政文書205までの文書に係る開示しないこととした部分（以下「本件処分」という。）について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条

の規定により、平成25年10月29日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、次のとおりである。

本件処分を見直し、部分開示の開示部分の拡大を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

本件処分は、次のとおり不当である。

部分開示された事故報告書は、〇〇〇学校以外は、学校名が不開示にされている。その理由として、理由を説明した県教育委員会担当者は「学校ごとの死亡者数は、公表されていないため」としている。しかし、以下の点でその理由には整合性がなく、不当である。

- ① 各学校ごとの死亡者数は、昨年度の県教育委員会「総 第169号」（平成24年7月18日）で開示決定され、平成24年7月20日に文書開示されている。その数は、マスコミにも明らかにされ、新聞や市販本に載っている。
- ② 各学校ごとの死亡者数は、今回開示された文書にも記載されている。
- ③ マスコミで報道されている〇〇〇学校の教職員名だけが開示されているのは一貫性に欠ける。
- ④ 各市町村等教育委員会から開示されている事故報告書は、学校名が開示されている。

以上のことから、今回、非開示とした部分を見直し、開示部分の拡大、少なくとも学校名の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書において述べている内容は、次のとおりである。

当該行政文書は、東日本大震災に際し、各小・中学校から提出された事故報告書及び〇〇〇学校から提出された事故報告書、各教育事務所（地域事務所）・市教育委員会から提出された被災状況報告とそれを一覧にしたものである。

情報公開条例第8条第1項第2号の該当性について

行政文書には、児童・保護者の氏名、住所、職業、家族の被災状況などの個人に関する情報が記載されている。この情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのある情報であり、条例第8条第1項第2号本文に該当するものである。

〇〇〇を除く事故報告書の学校名を非開示にしたのは、事故報告書には、個人の事故概要が記載されており、学校名を組み合わせることにより個人が特定されるおそれがあるためである。

なお、学校ごとの死亡者数等は、別件の開示請求により開示されているが、教育委員会ホームページでは公表されていない内容である。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実に推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

異議申立ての対象とされた本件処分に係る行政文書は、別紙2の文書のうち、本件行政文書1から本件行政文書205までのものである。

3 条例第8条第1項第2号の該当性について

条例第8条第1項は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、また、その第2号において、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」と規定してい

る。これは、行政文書の開示による当該行政文書に記載されている個人の権利利益の侵害を確実に回避し、個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため、個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものであり、さらに、条例第3条第1項後段により、実施機関には、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることが義務付けられ、その保護の徹底を図っている。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に保護する必要がない情報があるため、条例第8条第1項第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

- (1) 本件行政文書1から本件行政文書191まで（一連番号2から一連番号192まで）について

当該文書は、東日本大震災による児童又は生徒の被災状況に係る事故報告書であり、被災児童又は生徒一人ごとに各小中学校において作成されたものであり、各小中学校から市町教育委員会へ提出された後に宮城県〇〇教育事務所（以下「〇〇教育事務所」という。）が管内の学校分を取りまとめ、宮城県教育庁義務教育課（以下「義務教育課」という。）へ進達されたものである。当該文書には、学校名、被災児童又は生徒の氏名、性別、年齢、住所及び保護者の氏名、事故発生場所、事故の概要、処理の概要等の情報が記載されている。

- イ 学校が特定される情報について

当該文書において学校が特定される情報として非開示とされている情報は、各学校が文書を発信する際に記載する文書記号及び文書番号、学

校名、校長名並びに校長の印影情報（以下「学校情報」という。）である。

実施機関は、本件行政文書には被災した個人の事故概要が記載されており、一部について開示されている当該情報と学校情報を組み合わせることにより、個人が特定されるおそれがあると主張している。

これに対し、異議申立人は、各市町村等教育委員会から開示されている事故報告書は、学校名が開示されており、少なくとも学校名の開示を求める旨主張している。

条例第8条第1項第2号本文で規定されている「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」とは、当該情報から特定の個人が識別でき、又は識別できる可能性のあるものをいい、氏名、住所等その情報から直接的に特定の個人が識別されるもの及び他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得るものと解している。

当該文書は、被災した児童又は生徒ごとに作成されており、事故の概要及び処理の概要欄には、一人一人異なる被災状況が記載されている。これらの個別の異なる事故の概要等の情報については、一部について既に開示されていることから、これらの開示されている情報と学校情報を組み合わせることにより、間接的に特定の個人が識別され得るものと認められる。このことから、学校情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、同号本文に該当し、かつ、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められないことから、同号ただし書ロにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

なお、〇〇〇学校から提出された事故報告書については、学校情報が開示されているが、当該報告書に記載されている事故の発生日時、発生場所及び事故の概要はすべて均一の情報であることから、これらの情報と学校情報を組み合わせることにより、間接的に特定の個人が識別され得るとは認められず、当該報告書に記載されている学校情報は、同号本文に該当しないと認められ、実施機関が開示とした判断は妥当である。

ロ 事故の当事者等に関する情報について

当該文書には、事故の当事者等に関する情報として、被災児童又は生徒の氏名、性別、生年月日、年齢、在席クラスの情報、住所、保護者名等の被災児童又は生徒に関する情報（以下「被災児童等情報」という。）

が記載されている。

被災児童等情報は、個人に関する情報であって、当該情報から直接的に特定の個人が識別されるもの又は他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得るものと認められる。このことから、被災児童等情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

ハ 事故発生場所に関する情報について

当該文書には、事故発生場所に関する情報として、被災児童又は生徒が被災した場所の住所や施設名称が記載され、また、住宅地図が添付されている。

当該文書は、被災した児童又は生徒ごとに作成されており、事故の概要及び処理の概要等の欄には、一人一人異なる被災状況が記載されている。事故発生場所に関する情報については、市町村名が開示されていること、また、個別の異なる被災状況に関する情報の一部については既に開示されていることから、これらの開示されている情報と事故発生場所（市町村名を除く。）に関する情報を組み合わせることにより、間接的に特定の個人が識別され得るものと認められる。このことから、事故発生場所に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであり、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

ニ 事故の概要及び処理の概要等に関する情報について

当該文書は、被災した児童又は生徒ごとに作成されており、事故の概要等に関する情報については、東日本大震災発生から被災までの経過や事故の状況について記載されており、また、処理の概要等に関する情報については、東日本大震災発生時から時系列で学校の対応等の情報が記載されており、具体的には、被災後の情報収集の状況や家族への対応等の情報が記載されている。これらの情報のうち、非開示とされている情報は、被災児童又は生徒の氏名、在席クラスの情報、被災場所に関する情報、被災時の状況に関する情報、避難状況に関する情報及び安否情報、家族の被災情報及び安否情報、教職員の氏名等（以下「事故概要等情報」という。）である。

事故概要等情報は、上記のとおり、一人一人異なる被災状況が詳細に記載されたものであることから、これらの情報は、個人に関する情報であって、当該情報から直接的に特定の個人が識別されるもの又は他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得るものと認められる。このことから、事故概要等情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであり、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

なお、事故概要等情報のうち、教職員の氏名については、公務員等の職務遂行の内容に関する情報に該当するものの、当該情報は、被災児童等の他の個人が識別され得る情報でもあることから、上記のとおり、同号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

ホ 対象行政文書191（一連番号192）のうち、校長の所見について
当該文書は、事故についての校長の所見が記載されたものであり、当該文書のうち、被災児童の情報として、学年情報、属性を示す表記、児童の氏名及び学校情報が非開示とされている。

被災児童の学年情報及び氏名については、被災児童等情報であり、上記の理由により、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるものの、被災児童の属性を示す表記については、当該表記をもって、また、他の開示されている情報と組み合わせることによっても、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとは認められないことから、同号本文に該当しないものと認められ、開示することが妥当である。

なお、学校情報については、上記イの理由により、同号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

(2) 本件行政文書192から本件行政文書194まで（一連番号193から一連番号195まで）について

当該文書は、〇〇〇教育委員会から〇〇教育事務所宛てに提出された、東日本大震災による〇〇〇学校児童及び教職員の被災事故に関する報告書及び当該報告書の添付資料である。

イ 本件行政文書192（一連番号193）について

当該文書は、〇〇〇学校の児童及び教職員の被災事故に関する報告書であり、事故の種別、事故の当事者、事故発生日時、事故発生場所、事故の概要、処理の概要等に関する情報が記載されており、これらの情報のうち、処理の概要欄に記載されている氏名が非開示とされている。

当該文書に記載されている氏名については、個人に関する情報であって、当該情報から直接的に特定の個人が識別されるものと認められる。このことから、当該文書に記載されている氏名は、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

ロ 本件行政文書193（一連番号194）について

当該文書は、上記イの本件行政文書192（一連番号193）に添付された資料のうち、東日本大震災に係る〇〇〇学校についての経過が記載されている経過表である。当該文書は、時系列に学校対応等の内容及び〇〇〇教育委員会の対応等に関する情報が記載されており、これらの情報のうち、児童及び保護者の氏名、保護者の勤務先名、教諭の氏名及び欠席の理由等が非開示とされている。

当該文書に記載された情報のうち非開示とされた上記の情報について、教諭に関する情報とそれ以外に関する情報に分けて検討する。

まず、教諭に関する情報以外の情報について検討する。当該文書に記載されている児童及び保護者の氏名、保護者の勤務先名等の情報については、上記(1)のロの理由により、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

次に、教諭に関する情報について検討する。当該文書に記載されている教諭の氏名については、被災した教諭の氏名であり、また、教諭の欠席の理由については、死亡児童の焼香付けへ欠席した理由に関する情報である。教諭に関するこれらの情報については、個人に関する情報であって、当該情報から直接的に特定の個人が識別されるもの又は他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得るものと認められる。このことから、教諭に関するこれらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、同号本文に該当し、かつ、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められないことから、同号ただし書ロにも該当しないと認められ、

非開示とすることが妥当である。

ハ 本件行政文書194（一連番号195）について

当該文書は、上記イの本件行政文書192（一連番号193）に添付された資料のうち、事故の当事者として、児童及び教職員に関する情報が一覧表としてまとめられている資料である。児童一覧表においては、児童の氏名、性別、住所、保護者名等が非開示とされている。教職員一覧においては、教職員の住所が非開示とされている。

児童一覧表において非開示とされた児童の氏名、性別、住所、保護者名等については、被災児童等情報と同質の情報であり、上記(1)のロの理由により、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

他方、教職員一覧において非開示とされた教職員の住所については、個人に関する情報であって、当該情報から直接的に特定の個人が識別されるもの又は他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得るものと認められる。このことから、教職員の住所は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、同号本文に該当し、かつ、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められないことから、同号ただし書ロにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

(3) 本件行政文書195から本件行政文書198まで（一連番号199及び一連番号206から一連番号208まで）について

当該文書は、平成24年1月22日、同年2月2日及び同月4日に開催された〇〇〇学校遺族説明会に係る会議録並びに同年3月18日に開催された〇〇〇学校遺族との話し合いに係る会議録である。当該文書には、会議名、開催日時、開催場所、出席者名及び会議の内容等が記載されており、これらの情報のうち、震災に関して聴き取りを実施した相手方の情報、保護者名、公務員以外の発言者名、被災者との関係に関する発言内容、教諭の主治医に関する情報、教諭の居住地域に関する情報及び教諭の休暇の理由が非開示とされている。

当該文書に記載された情報のうち非開示とされた上記の情報について、教諭に関する情報とそれ以外に関する情報に分けて検討する。

まず、教諭に関する情報以外の情報について検討する。震災に関して聴

き取りを実施した相手方の情報等の教諭に関する情報以外に非開示とされた情報については、個人に関する情報であって、当該情報から直接的に特定の個人が識別されるもの又は他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得るものと認められる。このことから、教諭に関する情報以外の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

次に、教諭に関する情報について検討する。教諭に関する主治医の情報、居住地域に関する情報及び休暇の理由については、個人に関する情報であって、当該情報から直接的に特定の個人が識別されるもの又は他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得るものと認められる。このことから、教諭に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められないことから、同号ただし書ロにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

(4) 本件行政文書199（一連番号211）について

当該文書は、宮城県〇〇教育事務所管内に係る東日本大震災の被害状況について、平成23年5月20日18時00分現在として義務教育課が取りまとめた資料である。当該文書には、宮城県〇〇教育事務所管内の小中学校の区分に応じて、被害区分、市町村名、学校名、被災状況に係る内容等の情報が記載されており、これらの情報のうち、被災した生徒の氏名及び教職員の氏名が非開示とされている。

被災した生徒の氏名については、上記(1)のロの理由により、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

被災した教職員の氏名については、個人に関する情報であって、当該情報から直接的に特定の個人が識別されるものであると認められる。このことから、被災した教職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、同号本文に該当し、かつ、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、また、

公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められないことから、同号ただし書口にも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

(5) 本件行政文書200（一連番号218）について

当該文書は、〇〇市の東日本大震災の被害状況について、平成23年3月14日午前8時00分現在としてまとめられた報告書であり、〇〇市内の被害状況について、人的被害、住家被害、火災発生状況、庁舎施設の状況等がまとめられたもの、人的被害の詳細情報が記載されたもの、また、小中学校、施設ごとに、被害の状況について記載されたものから構成された報告書である。当該文書に記載されたこれらの情報のうち、被災した者の氏名、年齢、住所及び負傷の内容が非開示とされている。

被災した者の氏名、年齢及び住所については、上記(1)の口の理由により、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

しかし、負傷の内容については、負傷者に関する情報が特定の中学校の生徒であるという情報のみであることから、当該負傷者情報と負傷の内容を組み合わせたとしても間接的に特定の個人が識別され得るものとは認められないため、負傷の内容については、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとは認められず、同号本文に該当しないと認められ、開示することが妥当である。

(6) 本件行政文書201（一連番号219）について

当該文書は、〇〇教育事務所管内に係る東日本大震災の被害状況について、平成24年3月29日14時00分現在として義務教育課が取りまとめた資料である。当該文書には、〇〇教育事務所管内の小中学校の区分に応じて、被害区分、市町村名、学校名、被災状況に係る内容等の情報が記載されており、これらの情報のうち、被災した教職員の氏名、職種及び休暇の理由、被災した生徒の行方不明の理由等が非開示とされている。

被災した生徒の行方不明の理由等については、上記(1)の口の理由により、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

他方、被災した教職員の氏名、職種及び休暇の理由については、個人に関する情報であって、当該情報から直接的に特定の個人が識別されるもの又は他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得るものであると認められる。このことから、これらの教職員に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得

るものであり、同号本文に該当し、かつ、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められないことから、同号ただし書ロにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

(7) 本件行政文書202（一連番号220）について

当該文書は、〇〇町、〇〇市、〇〇市及び〇〇教育事務所の教職員に係る東日本大震災の被害状況について、平成23年3月17日現在としてまとめられた資料であり、宮城県教育庁教職員課あてに提出された報告書である。当該文書には、市町又は教育事務所ごとの被害状況等が記載されており、これらの情報のうち、被災した教職員の氏名、職名、休暇の理由、家族の状況等が非開示とされている。

被災した教職員の氏名、職名等の非開示とされた情報については、個人に関する情報であって、当該情報から直接的に特定の個人が識別されるものであると認められる。このことから、これらの教職員に関する情報については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められないことから、同号ただし書ロにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

(8) 本件行政文書203（一連番号222）について

当該文書は、〇〇市立学校・園の東日本大震災の被害状況について、平成23年6月2日17時00分現在としてまとめられた資料である。当該文書には、石巻市内の被害状況について、学校ごとに、在籍、不明、死亡の区分に応じた児童生徒又は教職員の人数、不明者及び死亡者の氏名、学年、性別、施設の被害状況等が記載されており、これらの情報のうち、不明又は死亡に係る児童又は生徒の氏名等、学年、性別又は年齢、教職員にあっては氏名及び職種の情報非開示とされている。

不明又は死亡に係る児童又は生徒の氏名等の情報については、上記(1)のロの理由により、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

教職員の氏名及び職種については、上記(6)の理由により、同号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、非開示

とすることが妥当である。

(9) 本件行政文書 204 (一連番号 226) について

当該文書は、宮城県〇〇教育事務所(以下「〇〇教育事務所」という。)管内に係る東日本大震災の被害状況について、平成23年5月20日18時00分現在として義務教育課が取りまとめた資料である。当該文書には、〇〇教育事務所管内の小中学校の区分に応じて、被害区分、市町村名、学校名、被災状況に係る内容等の情報が記載されており、これらの情報のうち、被災した教職員の氏名、職名及び休暇の理由が非開示とされている。

被災した教職員の氏名、職名等の非開示とされた情報については、上記(7)の理由により、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

(10) 本件行政文書 205 (一連番号 227) について

当該文書は、〇〇教育事務所管内に係る東日本大震災の被害状況について、平成23年3月31日現在としてまとめられた資料である。当該文書には、〇〇教育事務所管内の小中学校及び幼稚園の区分に応じて、市町村名、学校名、児童生徒数、教職員数、被災状況に係る内容等の情報が記載されており、これらの情報のうち、安否未確認又は死亡に係る児童生徒の氏名、学年及び性別に関する情報、安否未確認に係る教職員の氏名及び当該教員の状況並びに備考欄に記載されている教職員及び家族の被災状況の内容が非開示とされている。

当該文書で非開示とされた情報のうち、安否未確認又は死亡に係る児童生徒の氏名及び学年に関する情報、安否未確認に係る教職員の氏名及び当該教員の状況に関する情報並びに備考欄に記載されている教職員の氏名及び家族の被災状況に関する情報については、上記(1)のロ及び上記(7)の理由により、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

しかし、備考欄に記載されている教職員の被災状況のうち、具体的な被災内容に関する情報については、被災内容及び被災した教職員の人数が記載されているのみで、氏名が記載されているものではない。これらの被災内容に関する情報と教職員の人数の情報を組み合わせたとしても間接的に特定の個人が識別され得るものとは認められないことから、当該情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとは認められず、同号本文に該当しないと認められ、開示することが妥当である。

(11) 別紙2のうち、一連番号202について

当該文書は、〇〇〇学校の教諭が校長先生及び保護者の皆様に宛てた手紙であり、実施機関は、黒塗りされた部分がある状態で当該文書を取得し、保有しているものであって、実施機関が非開示と判断した部分はない。このことから、当該文書については、当審査会は判断しないこととする。

4 結論

以上のとおり、本件処分のうち、実施機関が非開示と判断した情報について、当審査会は、別紙1に掲げる情報については開示すべきであると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙3のとおりである。

別紙 1

行政文書名	審査会の判断 (開示が妥当と判断された部分)	備考
東日本大震災に伴う死亡事故について（報告）	2ページ目の3行目の5文字目から6文字目まで 2ページ目の11行目の24文字目から25文字目まで	本件行政文書 191
栗原市被害状況報告（即報・第 号・確定）3月14日午前8時00分現在	2ページ目の表中，左から3列目，上から5段目の区分欄のうち，1文字目から2文字目まで	本件行政文書 200
災害関係情報収集 H23. 3. 31現在 ○○教育事務所	状況欄の教職員欄の備考欄のうち，○○○，○○○及び○○○に係る情報	本件行政文書 205

(注)

- 1 ○行目とは，文字が記載されている行を一番上から1行目として，順次数え上げたものである。
- 2 ○文字目とは，1行中に記載された文字を左詰めにした場合，一番左の文字を1文字目として順次数え上げたものである。なお，句読点，文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなし，空白は除いている。
- 3 備考欄に掲げる本件行政文書191，本件行政文書200及び本件行政文書205については，別紙2に掲げる本件行政文書191，本件行政文書200及び本件行政文書205と同一のものである。

一連 番号	行政文書名	開示 区分	備考
34	東日本大震災による児童の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書33
35	児童の死亡について（報告）	部分開示	本件行政文書34
36	児童の死亡について（報告）	部分開示	本件行政文書35
37	児童の死亡について（報告）	部分開示	本件行政文書36
38	児童の死亡について（報告）	部分開示	本件行政文書37
39	児童の死亡について（報告）	部分開示	本件行政文書38
40	東日本大震災による児童の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書39
41	東日本大震災による児童の被災事故等について （報告）	部分開示	本件行政文書40
42	東日本大震災による児童の被災事故等について （報告）	部分開示	本件行政文書41
43	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書42
44	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書43
45	東日本大震災による児童の被災事故について	部分開示	本件行政文書44
46	東日本大震災による児童の被災事故について	部分開示	本件行政文書45
47	東日本大震災による児童の被災事故について	部分開示	本件行政文書46
48	東日本大震災による児童の被災事故について	部分開示	本件行政文書47
49	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-1号	部分開示	本件行政文書48
50	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-2号	部分開示	本件行政文書49
51	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-3号	部分開示	本件行政文書50
52	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-4号	部分開示	本件行政文書51
53	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-5号	部分開示	本件行政文書52
54	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-6号	部分開示	本件行政文書53
55	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-7号	部分開示	本件行政文書54
56	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-8号	部分開示	本件行政文書55

一連 番号	行政文書名	開示 区分	備考
57	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-9号	部分開示	本件行政文書56
58	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-10号	部分開示	本件行政文書57
59	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-11号	部分開示	本件行政文書58
60	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-12号	部分開示	本件行政文書59
61	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-13号	部分開示	本件行政文書60
62	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-14号	部分開示	本件行政文書61
63	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-15号	部分開示	本件行政文書62
64	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-16号	部分開示	本件行政文書63
65	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-17号	部分開示	本件行政文書64
66	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-18号	部分開示	本件行政文書65
67	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-19号	部分開示	本件行政文書66
68	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-20号	部分開示	本件行政文書67
69	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-21号	部分開示	本件行政文書68
70	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-22号	部分開示	本件行政文書69
71	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-23号	部分開示	本件行政文書70
72	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-24号	部分開示	本件行政文書71

一連 番号	行政文書名	開示 区分	備考
73	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-25号	部分開示	本件行政文書72
74	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-26号	部分開示	本件行政文書73
75	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-27号	部分開示	本件行政文書74
76	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-28号	部分開示	本件行政文書75
77	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-29号	部分開示	本件行政文書76
78	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-30号	部分開示	本件行政文書77
79	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-31号	部分開示	本件行政文書78
80	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-32号	部分開示	本件行政文書79
81	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-33号	部分開示	本件行政文書80
82	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-34号	部分開示	本件行政文書81
83	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-35号	部分開示	本件行政文書82
84	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-36号	部分開示	本件行政文書83
85	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-37号	部分開示	本件行政文書84
86	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-38号	部分開示	本件行政文書85
87	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-39号	部分開示	本件行政文書86
88	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-40号	部分開示	本件行政文書87

一連 番号	行政文書名	開示 区分	備考
89	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-41号	部分開示	本件行政文書88
90	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-42号	部分開示	本件行政文書89
91	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-43号	部分開示	本件行政文書90
92	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-44号	部分開示	本件行政文書91
93	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-45号	部分開示	本件行政文書92
94	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-46号	部分開示	本件行政文書93
95	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-47号	部分開示	本件行政文書94
96	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-48号	部分開示	本件行政文書95
97	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-49号	部分開示	本件行政文書96
98	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-50号	部分開示	本件行政文書97
99	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-51号	部分開示	本件行政文書98
100	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-52号	部分開示	本件行政文書99
101	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-53号	部分開示	本件行政文書100
102	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-54号	部分開示	本件行政文書101
103	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-55号	部分開示	本件行政文書102
104	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-56号	部分開示	本件行政文書103

一連 番号	行政文書名	開示 区分	備考
105	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-57号	部分開示	本件行政文書104
106	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-58号	部分開示	本件行政文書105
107	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-59号	部分開示	本件行政文書106
108	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-60号	部分開示	本件行政文書107
109	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-61号	部分開示	本件行政文書108
110	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-62号	部分開示	本件行政文書109
111	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-63号	部分開示	本件行政文書110
112	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-64号	部分開示	本件行政文書111
113	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-65号	部分開示	本件行政文書112
114	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-66号	部分開示	本件行政文書113
115	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-67号	部分開示	本件行政文書114
116	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-68号	部分開示	本件行政文書115
117	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-69号	部分開示	本件行政文書116
118	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-70号	部分開示	本件行政文書117
119	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-71号	部分開示	本件行政文書118
120	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-72号	部分開示	本件行政文書119

一連 番号	行政文書名	開示 区分	備考
121	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-73号	部分開示	本件行政文書120
122	東日本大震災による児童の被災事故について（報告） 〇〇〇第15-74号	部分開示	本件行政文書121
123	東日本大震災による児童の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書122
124	東日本大震災による児童の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書123
125	東日本大震災による児童の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書124
126	東日本大震災による児童の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書125
127	東日本大震災による児童の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書126
128	東日本大震災による児童の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書127
129	東日本大震災による児童の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書128
130	東日本大震災による児童の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書129
131	東日本大震災による児童の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書130
132	東日本大震災による児童の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書131
133	東日本大震災による児童の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書132
134	東日本大震災による児童の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書133
135	生徒の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書134
136	生徒の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書135
137	生徒の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書136
138	生徒の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書137
139	生徒の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書138
140	東日本大震災に係る生徒の死亡事故について	部分開示	本件行政文書139
141	東日本大震災に係る生徒の死亡事故について	部分開示	本件行政文書140
142	東日本大震災に係る生徒の死亡事故について	部分開示	本件行政文書141
143	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書142
144	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書143
145	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書144
146	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書145
147	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書146
148	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書147
149	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書148
150	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書149
151	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書150

一連 番号	行政文書名	開示 区分	備考
152	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書151
153	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書152
154	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書153
155	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書154
156	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書155
157	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書156
158	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書157
159	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書158
160	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書159
161	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書160
162	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書161
163	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書162
164	東日本大震災による生徒の被災事故について（報告）	部分開示	本件行政文書163
165	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書164
166	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書165
167	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書166
168	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書167
169	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書168
170	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書169
171	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書170
172	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書171
173	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書172
174	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書173
175	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書174
176	東日本大震災による児童の死亡について（報告）	部分開示	本件行政文書175
177	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書176
178	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書177
179	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書178
180	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書179
181	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書180
182	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書181
183	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書182
184	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書183

一連 番号	行政文書名	開示 区分	備考
185	児童の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書184
186	生徒の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書185
187	生徒の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書186
188	生徒の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書187
189	生徒の事故について（報告）	部分開示	本件行政文書188
190	東日本大震災による生徒の死亡事故について（報告）	部分開示	本件行政文書189
191	東日本大震災による生徒の死亡事故について（報告）	部分開示	本件行政文書190
192	東日本大震災に伴う死亡事故について（報告）	部分開示	本件行政文書191
193	東日本大震災による〇〇〇学校児童及び教職員の被災事故について（平成23年6月8日）	部分開示	本件行政文書192
194	「東日本大震災に係る〇〇〇学校」についての経過表	部分開示	本件行政文書193
195	別紙2 事故当事者 児童一覧表	部分開示	本件行政文書194
196	現場地図	開示	
197	東日本大震災による〇〇〇学校児童及び教職員の被災事故について（平成24年4月12日）	開示	
198	議事録（平成23年6月6日）	開示	
199	会議録（平成24年1月22日）	部分開示	本件行政文書195
200	〇〇〇学校「ご遺族への説明会」挨拶	開示	
201	24. 1. 22 謝罪文	開示	
202	FAX送信 〇〇校長先生へ 保護者の皆様	部分開示	もともと黒塗りしてあったもので本来部分開示ではない
203	[地震発生から津波到達までの校庭の様子]	開示	
204	〇〇〇学校震災時の対応について考察	開示	
205	学校防災の充実のための取組	開示	
206	会議録（平成24年2月2日）	部分開示	本件行政文書196
207	東日本大震災に関する聞き取り調査の説明会議事録について	部分開示	本件行政文書197
208	会議録（平成24年3月18日）	部分開示	本件行政文書198
209	平成23年3月11日発生東北太平洋沖地震被害状況 平成23年3月20日 〇〇町他	開示	

一連 番号	行政文書名	開示 区分	備考
210	3/11東北太平洋沖地震の被害状況報告書 【市町村被害とりまとめ】〇〇教育（地域）事務所 7ページ	開示	
211	平成23年3月11日発生東北太平洋沖地震被害状況 平成23年5月20日 〇〇市他	部分開示	本件行政文書199
212	東北地方太平洋沖地震被害状況（〇〇教育事務所）	開示	
213	平成23年3月11日発生東北太平洋沖地震被害状況 平成23年3月22日 〇〇市他	開示	
214	地震被害状況【〇〇市教育委員会】	開示	
215	〇〇教育事務所管内（〇〇町）被害状況（3月17日 14時30分現在）	開示	
216	〇〇教育事務所管内（〇〇町）被害状況（3月22日 15時00分現在）	開示	
217	平成23年3月11日発生東北太平洋沖地震被害状況 平成23年3月17日 〇〇市他	開示	
218	〇〇市被害状況報告（即報・第 号・確定） 3月14日午前8時00分現在	部分開示	本件行政文書200
219	平成23年3月11日発生東北太平洋沖地震被害状況 平成24年3月29日 〇〇市他	部分開示	本件行政文書201
220	宮城県教育庁教職員課小・中学校人事専門監 〇〇〇様（別紙1, 2, 3含む）	部分開示	本件行政文書202
221	【事務連絡】東日本大震災に伴う被害状況等について	開示	
222	〇〇〇学校・園震災状況【平成23年6月2日（木） 17:00現在】	部分開示	本件行政文書203
223	平成23年3月11日発生東北太平洋沖地震被害状況 平成23年3月18日 〇〇市他	開示	
224	3/11東北太平洋沖地震の被害状況報告書【市町村被 害とりまとめ】〇〇教育（地域）事務所 7ページ	開示	
225	被害状況報告	開示	
226	平成23年3月11日発生東北太平洋沖地震被害状況 平成23年5月20日〇〇町他	部分開示	本件行政文書204
227	災害関係情報収集 H23. 3. 31現在 〇〇教育事務所	部分開示	本件行政文書205

別紙3

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 11. 28	○諮問を受けた（諮問第205号）。
26. 7. 22 (第335回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 8. 25 (第336回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 9. 24 (第337回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 11. 26 (第339回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 12. 24 (第340回審査会)	○事案の審議を行った。
27. 1. 23 (第341回審査会)	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿

(平成26年9月30日まで)

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	会長職務代理者
坂野智憲	法律家	
渋谷雅弘	学識経験者	
杉山茂雅	法律家	会長
矢吹真理子	情報公開を理解する者	

(五十音順)

(平成27年2月23日現在)

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	会長職務代理者
齋藤信一	法律家	
坂野智憲	法律家	会長
渋谷雅弘	学識経験者	
矢吹真理子	情報公開を理解する者	

(五十音順)